

## 科学研究費補助金における機関管理の現状について

科学研究費補助金（以下「科研費」という。）では、平成16年度から科研費の機関管理を義務づけ、各研究機関では使用ルール「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に基づき機関管理を実施しているところであり、18年11月には、「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について（通知）（以下「通知」という）」（平成18年11月28日付け18文科振第559号）により、研究機関における自己管理体制の強化等への対応を依頼しているところです。

さらに、19年2月には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が策定されており、文部科学省において各機関における機関管理の現在の取組状況を把握し、機関の人員等の規模や競争的資金の取得状況に応じた現実的で実効性のある機関管理の機能向上を図ることを目的に、平成19年度より実地検査を実施しております。

本資料は、平成20年1月から2月に実施した実地検査（以下「実地検査」）及び平成19年度に科研費の経費管理を行っている研究機関について、19年12月時点における通知等に対する取組状況を報告（以下「対応状況のフォローアップ」）の結果を取りまとめたものです。

### <対象機関の内訳>

#### 【対応状況のフォローアップ】

- 平成19年度に科研費（新規課題及び継続課題）の管理実績のある研究機関

〈回答数〉

- 1, 208機関（平成19年度科研費経費管理実績がない研究機関からの回答を含む）

〈内訳〉

- 国立大学（86機関）、公立大学（77機関）、私立大学（519機関）、短期大学（199機関）、高等専門学校（60機関）、国公立研究所（95機関）
- 財団研究機関（77機関）、独立行政法人等（67機関）、民間研究機関（68機関）

#### 【実地検査】

- 機関の選定は、資金配分額の多い機関を中心に国・公・私立大学、独立行政法人等の研究所等の研究機関の種別、地域別のバランスなどを考慮

〈対象機関数〉

- 21研究機関

〈内訳〉

- 国立大学（12機関）、公立大学（1機関）、私立大学（6機関）、独立行政法人等（2機関）

# 1. 物品費関係（納品・検収の状況）

## ◇検査の視点

平成18年9月1日付け学術研究助成課長通知及び平成18年11月28日付研究振興局長通知に基づき、実効性のある納品検収体制が整備されているか。

## 〈フォローアップ概要〉

### ○ 物品費支出の適正化について

- a 実施済 ア従前より実施 ----- 52%
- イ平成18年9月以降に実施-- 43%
- b 一部の部局等において実施 ----- 1%
- c 実施を検討中 ----- 4%
- d 未対応 ----- 0%

図1-1) 全体の状況

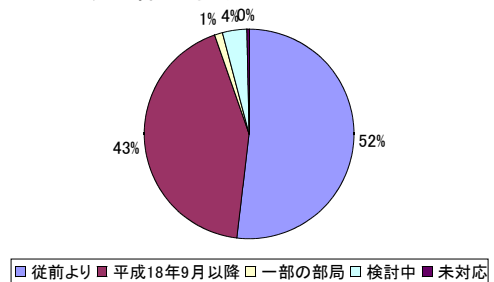
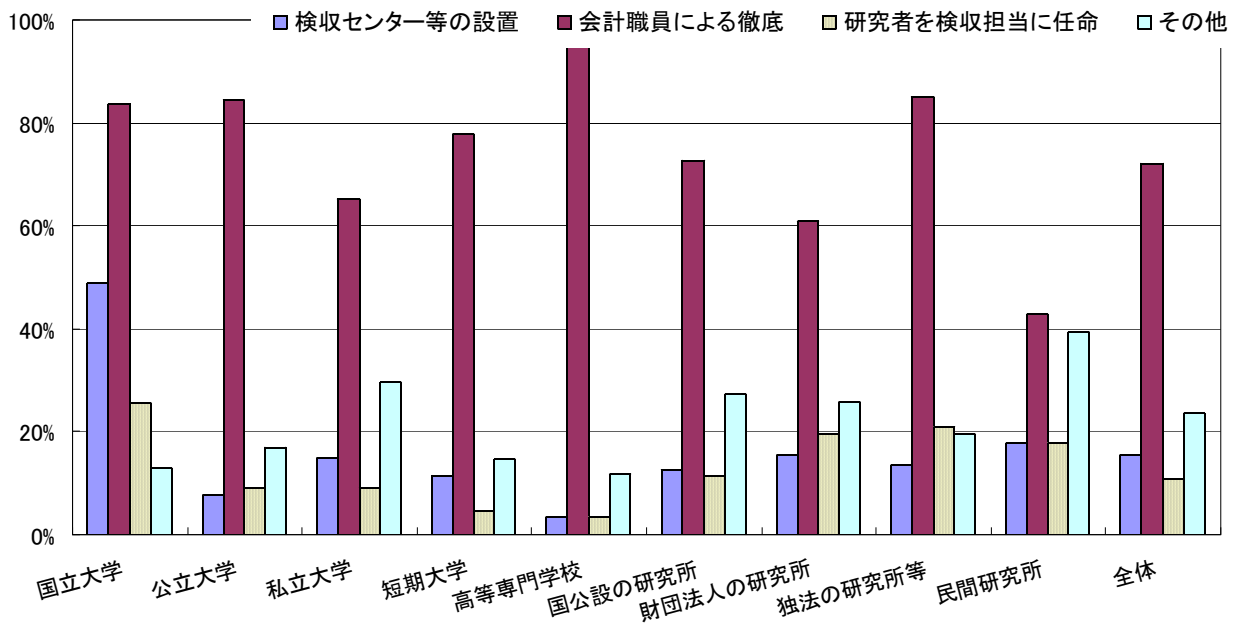


図1-2) 機関種別の実施状況（検討中を含む。複数回答）



## 〈実地検査概要〉

- 検収センター等（事務局含む）において納品検収を実施 --- 14 機関
- 発注者以外の研究者（第三者）が納品検収を実施 ----- 5 機関
- 発注した研究者自らが納品検収を実施 ----- 2 機関

### [全体的な傾向]

- フォローアップの集計結果によると、96%の研究機関が、物品費支出の適正化について「対応済み(一部実施を含む)」であり、4%の研究機関で対応を検討中。(図) 1-1 参照)
- 全ての機関種において、「会計事務職員による検収行為の徹底」に取り組んでいる割合が高く、民間研究所を除き、60%を超える割合となっている。(全体の平均は72%) (図) 1-2 参照)
- 「検収行為を一元的に行う検収センター等事務体制の整備」に取り組んでいる割合は、国立大学で高い割合(50%)を示している。(全体の平均は16%)
- 「研究職員を検収担当職員に任命」し対応している割合は、国立大学、財団研究機関、独法研究機関及び民間研究機関において、平均を超え20%前後となっている。(全体の平均は11%)
- 一方、実地検査で「発注した研究者自らが検収を行っている」ことが確認された2機関のうち、1機関では20年4月から検収センターを設置して実施する予定である。

もう1機関は、全学的な改善として、業者が印字した納品日・納品書番号のある納品書を使用することとした。

### [今後の取組]

物品費支出の適正化については、96%と高い割合で「対応済み」となっているが、うち半数の機関が「従前より対応」で、「会計事務職員による検収行為の徹底」となっているため、必ずしも新たな体制整備が組み込まれているわけではないと考えられる。

一方、実地検査によると、発注した研究者自らが納品検収を実施している不適切な事例もあり、物品費適正化の取組として、現状の体制による検収行為の周知徹底のみでは、不十分な場合も見受けられる。

したがって、「対応済み」と回答している機関であっても、実効性のある体制となっているか機関自らが検証を行い、機関の実情に応じた工夫をし、実効性を伴う体制を整備することが必要である。

なお、文部科学省より、機関に対し自己管理体制の強化を求める通知を發出し既に1年を経過していることから、今後、実地検査等により、実効性が不十分であると思われる機関があれば、早急な対応を求めることとなる。また、体制整備の対応が不十分な状況で、不正な使用が判明した場合には、機関に対するペナルティーを科すこともあり得るので、機関には十分な対応を望む。

## 2. 旅費関係 ※機関によって複数回答有り

### ◇検査の視点

〔 どのような事実確認を行っているか。 〕

### 〈フォローアップ概要〉

#### ○ 旅費の適正化について

- a 実施済 ア従前より実施 ----- 73%
- イ平成18年9月以降に実施 -- 22%
- b 一部の部局等において実施 ----- 1%
- c 実施を検討中 ----- 4%
- d 未対応 ----- 0%

図2-1) 全体の状況

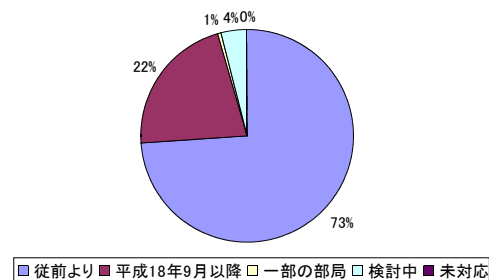
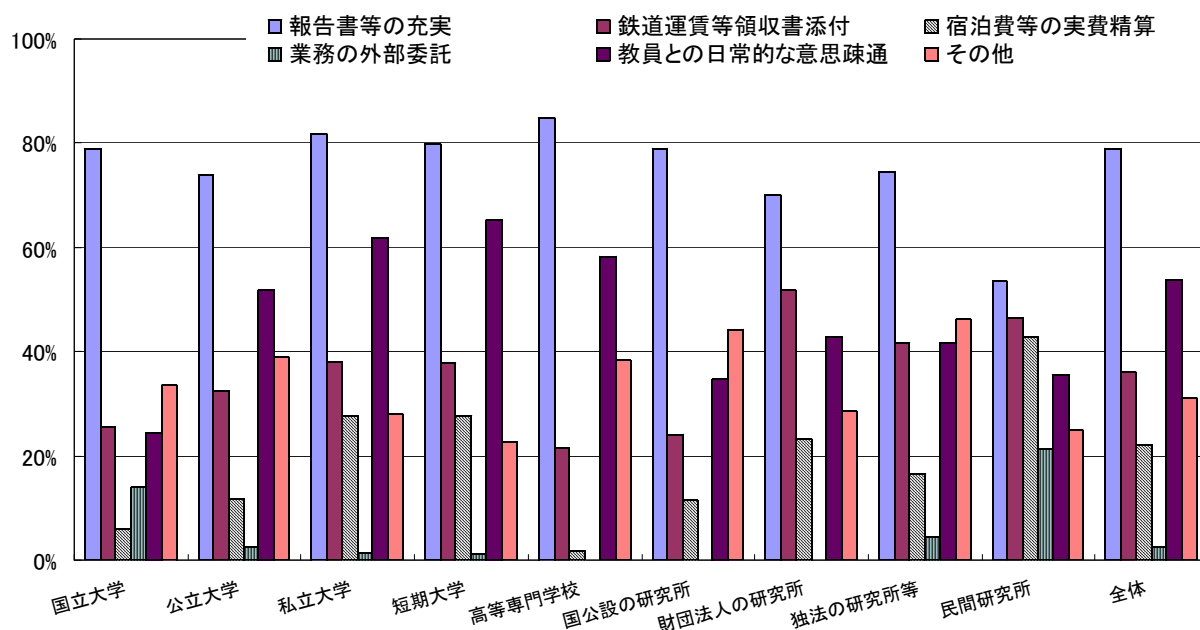


図2-2) 機関種別の実施状況(検討中を含む。複数回答)



### 〈実地検査概要〉

#### 〈旅費〉

- ・ 会議参加が確認できる書類 -- 14 機関
- ・ 航空券の半券 ----- 16 機関
- ・ 航空券領収書 ----- 13 機関
- ・ 宿泊先の領収書 ----- 5 機関
- ・ 実費支給を検討中 ----- 1 機関
- ・ 打ち合わせ（やり取りメール、概要等） ----- 5 機関
- ・ 外部委託 ----- 3 機関
- ・ 鉄道費領収書 ----- 2 機関
- ・ 宿泊先の領収書徴収を検討中 - 3 機関
- ・ 航空券の半券徴収を検討中 --- 3 機関
- ・ 鉄道領収書徴収を検討中 ----- 1 機関

### [全体的な傾向]

- フォローアップの集計結果によると、96%の研究機関が、旅費支出の適正化について「対応済み(一部実施を含む)」であり、4%の研究機関で対応を検討中。  
(図) 2-1 参照)
- 旅費支出の適正化として、全ての機関種において、「出張報告書の記載内容、添付資料の充実」に取り組んでいる割合が高く、全ての機関種で50%を超える割合となっている。(全体の平均は79%) (図) 2-2 参照)
- 「精算時に、鉄道運賃等の領収書の添付」することとしている割合は、財団研究機関 (52%)、独法研究機関 (42%) 及び民間研究機関 (46%) で平均を超える割合となっている。(全体の平均36%)
- 「教員との日常的なコミュニケーション」を図るとしているのは、私立大学 (62%)、短期大学 (65%) 及び高等専門学校 (58%) で平均を超える割合となっている。(全体の平均54%)
- 「旅費業務の外部委託」は、全体としては低い割合となっているが、民間研究機関で21%、国立大学で14%で平均を超える割合となっている。(全体の平均は3%)

### [今後の取組]

旅費支出の適正化については、96%と高い割合で対応済みとなっているが、うち73%の機関が「従前より対応」であり、具体的な対応状況は、「報告書等の充実」となっている。

実地検査によると、既に多くの機関において、航空機の領収書や半券を徴収している一方で、出張報告書の記載内容については、用務内容などの記述が不十分な事例があった。

旅費支出の適正化を確保するためには、監査時などに事後の検証が可能となるよう出張報告書の記載内容を充実させつつ、過度に添付書類を求め研究者・事務局の双方にとって負担とならなように留意する必要がある。

### 3. 謝金関係 ※機関によって複数回答有り

#### ◇検査の視点

〔 どのような事実確認を行っているか。 〕

#### 〈フォローアップ概要〉

##### ○ 謝金の適正化について

- a 実施済 ア従前より実施 ----- 51%
- イ平成18年9月以降に実施 -- 25%
- b 一部の部局等において実施 ----- 1%
- c 実施を検討中 ----- 20%
- d 未対応 ----- 3%

図3-1) 全体の状況

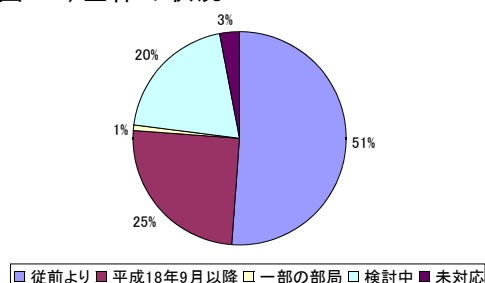
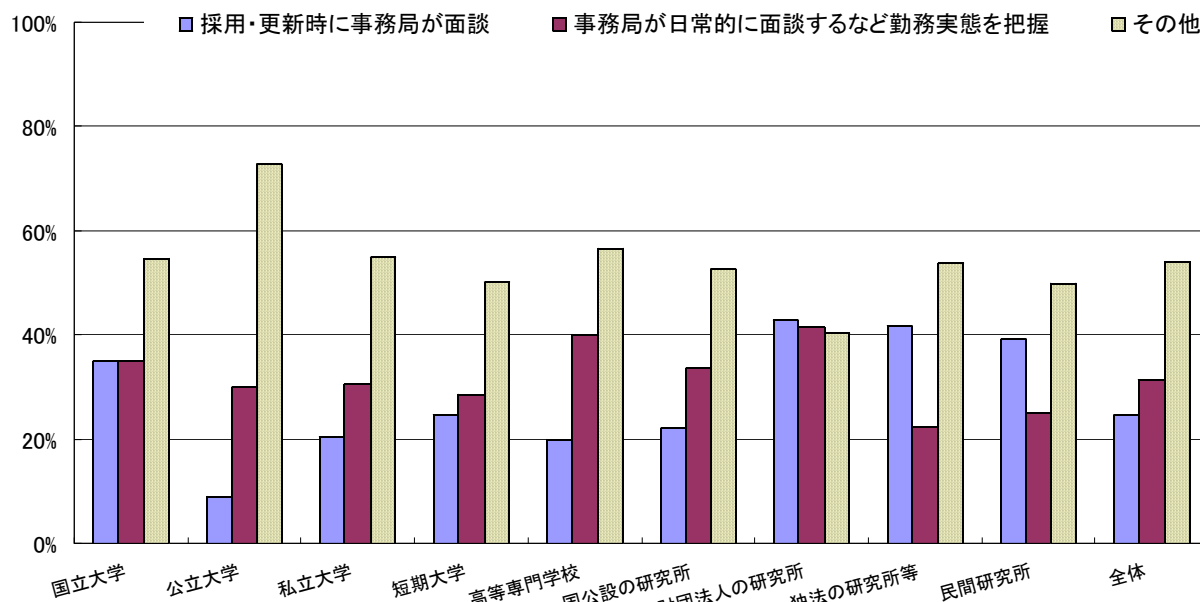


図3-2) 機関種別の実施状況(検討中を含む。複数回答)



#### 〈実地検査概要〉

##### 〈謝金〉

- ・ 研究者が勤務管理 ----- 13 機関
- ・ 出勤簿を事務で管理 ----- 1 機関
- ・ 雇用時に直接事務から説明 - 2 機関
- ・ 雇用者に直接事実確認 ----- 1 機関
- ・ 無作為抽出で勤務状況の確認 5 機関
- ・ 指導監督する研究者の出勤簿の写 - 1 機関
- ・ 学生の授業との重複チェック ----- 1 機関
- ・ アルバイトでも機関との雇用契約 - 3 機関
- ・ 勤務の抜き打ちチェックを検討中 - 2 機関
- ・ 謝金を無くし全て人件費の雇用契約 2 機関

### [全体的な傾向]

- フォローアップの集計結果によると、77%の研究機関が、謝金支出の適正化について「対応済み(一部実施を含む)」であり、20%の研究機関で「対応を検討中」、3%の研究機関で「未対応」の状況。(図) 3-1 参照)
- 謝金支出の適正化として、「採用時や更新時に事務局において面談を実施し、勤務実態を確認」に取り組んでいる割合が比較的高いのは、国立大学(35%)、財団研究機関(43%) 独法研究機関(42%)、民間研究機関(39%)となっている。(全体の平均は25%)
- 「採用後、日常的に面談を実施し、勤務実態を把握」している割合が比較的高いのは、国立大学(35%)、高等専門学校(40%)、財団研究機関(42%)となっている。(全体の平均は31%)
- 実地検査によると、半数以上の機関において、研究者が勤務管理を行っており、事務局の関わりが、出勤簿等の書面チェックにとどまっていなかったか懸念される。

### [今後の取組]

謝金支出の適正化については、77%と高い割合で対応済みとなっているが、うち25%の機関が「平成18年9月以降に実施」で、「対応を検討中」の機関も20%あることから、実効性のある取組について、現在試行錯誤している機関が多いと思われる。

実地検査によると、研究者が被雇用者の出勤簿管理等の勤務管理を行っている機関が多く見られた。機関によっては、監査時に被雇用者に対し、勤務状況等の事実確認を実施したり、被雇用者の授業時間との重複チェックや、勤務管理者である研究者の出勤状況とのチェックを実施し、事実確認に取り組んでいる機関があった。

採用から勤務管理まで一連の手続きを研究室で完結し、事務局は支払に終始している場合は、謝金支出で不適切な支払が行われる危険性が高いと言える。

このため、採用時や更新時の事務局による被雇用者への面談実施や、出勤簿等を研究室でなく、事務局に備え付けるなど勤務管理に関わることが有効な方策と思われる。

フォローアップの集計結果によると、具体的な取組として、事務局が、採用から勤務管理まで一連の手続きに関与するように取り組んでいる機関は少数のため、既に「対応済み」と回答している機関にあっても、謝金の適正化を担保しているか機関自らが検証を行い、機関の実情に応じた実効性を伴う体制となる工夫に取り組むことが必要である。